

総社市移住支援金交付要領

(趣旨)

第1条 岡山県が策定したおかやま創生総合戦略及び本市が策定した第2次総社市総合計画に基づき、総社市への移住及び総社市における定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、岡山県と共同して行う移住支援事業（就業・起業の場合）・マッチング支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から総社市に移住した者について、岡山県移住支援事業（就業・起業の場合）・マッチング支援事業実施要領及び他の法令等の定めるところによるほか、この要領に定めるところにより予算の範囲内において移住支援金を交付するものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の場合は100万円、単身の場合は60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者)

第3条 移住支援金の対象者は、次に掲げる要件（就業・起業については、第2号又は第3号のいずれかの要件を満たすこと。単身による申請の場合は、第4号の要件を除く。）を全て満たす就業者又は起業者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 移住元に関する要件として、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(ア) 転入の直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 転入の直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）については、通学期間を、修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定がされた後であって、岡山県及び総社市において、移住支援事業の詳細が公表された後に、総社市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、総社市に転入後1年以内であること。

(ウ) 総社市に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他岡山県知事、又は市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

1) 一般の場合

就業する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、岡山県が移住支援金の対象として、マッチングサイトに掲載し求人を行う法人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族関係にある者が代表者、取締役などの経営を担う職務を行っている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人として登録された法人に就業していること。

オ 求人への応募日が、岡山県の移住支援金の対象求人としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

県の行うプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は内閣府地方創生推進室が行う先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者であって、次に掲げる要件に全て該当すること。

ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、県内に本店又は事業所を有する法人の、県内に所在する事業所に就業していること。

イ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

ウ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

エ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) 起業に関する要件

起業する者は、1年以内に、岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件（2人以上の世帯として申請する場合）

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定がされた後であって、岡山県及び総社市において移住支援事業の詳細が公表された後に、総社市に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において総社市に転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、移住支援金交付申請書(様式第1号)、就業先の就業証明書(様式第2号)及び本人確認書類に加え、第3条第1号の要件を満たし、かつ、同条第2号又は第3号のいずれかの要件に該当し、2人以上の世帯として申請をする場合にあっては同条第4号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、第3条に定める要件に該当すると認めるときは、移住支援金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第6条 前条の交付決定を受けた者は、速やかに移住支援金請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、交付決定を受けた者に対し、第4条の申請から3か月以内に移住支援金を交付する。

(再交付の申請)

第7条 交付決定を受けた者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を申請する場合は、移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(再交付の決定等)

第8条 市長は、前条の再交付願を受理し、その内容を審査し適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書を再発行し、当該通知書の右上部に「再交付」と明記した上で申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、移住支援事業の実施状況等を確認するため、必要があると認めるときは、報告及び立入調査を求めることができる。

2 移住支援金の交付を受けた者は、前項の要請を受けた場合は、これに協力しなければならない。

(返還請求)

第 10 条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次に掲げる場合に該当するときは、移住支援金の全額（第 5 号の場合は、半額）の返還を請求する。ただし、就業先の企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、市長が認め、岡山県知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 移住支援金の申請日から 3 年未満で岡山県外へ転出した場合

(3) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(4) 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合

(5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に岡山県外へ転出した場合

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

なお、令和 3 年 3 月 31 日以前に総社市に転入した者については、従前の取扱いとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

なお、令和 5 年 3 月 31 日以前に総社市に転入した者については、従前の取扱いとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 23 日から実施する。

なお、令和 5 年 6 月 22 日以前に総社市に転入した者については、従前の取扱いとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

なお、令和 6 年 3 月 31 日以前に総社市に転入した者については、従前の取扱いとする。